

鎌倉市教育委員会 令和7年3月定例会会議録

○日時 令和7年（2025年）3月13日（木）

9時30分開会 11時11分閉会

○場所 鎌倉商工会議所 301会議室

○出席委員 高橋教育長、下平委員、朝比奈委員、長尾委員、林委員

○傍聴者 3人

○本日審議を行った案件

日程1 報告事項

(1) 教育長報告

(2) 部長報告

(3) 課長等報告

ア 学校施設の今後の整備について

イ 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

ウ 市内小・中学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について

エ 鎌倉市教育大綱並びに令和7年度（2025年度）鎌倉市学校づくりの視点について

オ 行事予定

（令和7年（2025年）3月13日～令和7年（2025年）4月30日）

日程2 議案第31号

鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

日程3 議案第32号

鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

日程4 議案第33号

鎌倉市教育委員会事務決裁規程を改正する規程の制定について

日程5 議案第34号

鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について

日程6 議案第35号

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

日程 7 議案第 36 号

鎌倉市いじめ問題対策協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

定足数に達したので、委員会は成立した。これより 3 月定例会を開会する。本日の会議録署名委員は下平委員に依頼する。本日の議事日程は手元に配付したとおりである。なお、日程の 1、報告事項イ「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は人事案件のため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条第 7 項の規定により、非公開としたいと思うが異議ないか。

(異議なし)

高橋教育長

異議なしと認め、日程の 1、報告事項イについては非公開とする。それでは日程に従い議事を進める。

1 報告事項

(1) 教育長報告

高橋教育長

この度長尾委員が教育委員を再任ということで議会の議決をいただいた。引き続き、よろしくお願いする。

昨日は中学校の卒業式があり、子どもたちの晴れ姿を見ていただいた。教育委員には祝辞をいただき感謝する。子どもたちはもちろん素晴らしかったが、教職員と子どもたちの親へ改めて感謝をする日になった。様々な方々に支えられて我々の仕事はできていると思える日だった。また、前日の 3 月 11 日が東日本大震災から 14 年という日だったので、その当時の写真を見返した。紅白の横断幕があるところに避難をして、しばらく過ごしている状況だった。能登半島の 1 月 1 日の地震もそうだが、いつそのときが来るかわからない。本当に地震に備えていかなければならないという気持ちを新たにしたい日だったと思っている。次年度予算でも防災教育の推進等を盛り込んでいるので、さらにその辺りも海のある鎌倉として抜かりなく進めたいという思いである。

教育大綱関係については後ほどに説明があるが、本日も含め全ての学校を訪問して、教育大綱トークを行っている。この教育大綱が書物に終わってあとは現場に任せるといふことにはしたくないという思いで、現場の教職員と対話しながら教育委員と一緒に作ってきたこの教育大綱を、本当のものにしていきたいという思いである。書物としてはほとんど出来上がっているが、この書物を本当のものにするというプロセスでもまた一緒に行っていきたいと思う。

また、先週由比ガ浜中学校の説明会を実施した。本当に素晴らしい場になったし、何とかこれでやっていけそうだという手応えも感じられる場になった。子どもたちも全員参加してくれたという状況だった。今日も議題になっているが、人事も含めて我々もしっかりと検討しながら、4月15日が入学式なので、31名の子どもたちを迎える準備を引き続きしていきたいと思う。

最後になるが、自由民主党と公明党と日本維新の会の三党合意ということで高校の授業料無償化と給食の無償化についての大きい方向性が出された。高校授業料については既に報道などで案内のとおりであり、私立に通う子どもの就学支援金の充実、また公立に通う子どもの授業料は所得制限なくサポートされるということになった。我々もこれを受け、就学支援策をいかに検討していくかを改めて考えていかなければならない。また、給食費無償化についても令和8年度（2026年度）に小学校から実現を目指すという合意になっているので、我々もそれにしっかりと受身が取れるようにしていかなければならない。ある意味ではこれはゲームのルールが変わったということだと思っており、国がある程度主導するフェーズになった。昨日も政府の方と色々な話をしたが、やることは決まったがどうやるかは全くこれからというフェーズなので、我々も市長会や教育長会を通じてしっかりと意見をしながら、また給食の質も確保しながら、給食無償化をどういうふうに鎌倉なりにやっていくかというのは抜かりなく検討していきたいと思っている。この辺の施策も教育大綱にある学習者中心という視点で全て検討していきたいと思っている。

(2) 部長報告

教育文化財部長

私からは市議会の報告を行う。市議会2月定例会が2月12日から3月25日の会議で開かれている。まず1番目が一般質問についてである。2月12日、13日の2日間にわたり4名の方から質問をいただいた。千議員からは、不登校になっている子どもたちへの支援についての質問があった。竹田議員からは子どもの権利条約に基づく、諸問題の質問があった。松中議員からは生成AIの教育現場での活用についての質問があった。藤本議員からは、インクルーシブな教育環境の質問を受けた。

2月19日、20日に代表質問があり、各会派から色々な質問をいただいた。主に体育館のトイレの改修、防災関係の視点や空調設備の話も出ていた。また由比ガ浜中学校の運営に関することや、コミュニティスクール、幼こ保小の連携について、先ほどの話にもあったが、給食の無償化についての質問もあった。国の動向を踏まえて、今後市の対応を考えていくという答弁をした。

教育福祉常任委員会が2月25日に開かれ、議案5件、報告事項7件の審議が行われた。まず「物件供給契約の締結について」だが、教師用の指導書が2,000万円を超えてしまうということで議決案件となったものである。特に質問等はなかった。また「令和6年度一般会計補正予算（第10号：御成小学校空調設備）について」も質問はなかった。また新年度議案として「鎌倉市学校給食費に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は質問があった。「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は特に質問はなかった。「令和7年度一般会計予算について」も予算特別委員会への送付意見はなしだった。次に報告事項だが、「教育委員会事務局の組織の見直しについて」は特に質問がなかった。「鎌倉市教育大綱の改定に向けた取組状況及び鎌倉

市教育振興基本計画の策定について」は多様性への対応等についての質問があった。「鎌倉市立由比ガ浜中学校の設置に向けた進捗状況について」は、工事の状況や図書やバリアフリー対応、来年度以降の転入学についての質問があった。「学校施設の今後の整備について」及び「鎌倉市立第一中学校通学路法面整備工事について」は特に質問がなかった。「第Ⅲ期鎌倉市特別支援教育推進計画の策定について」はユニバーサルデザインや通級指導教室の対応等についての質問があった。「鎌倉市指定文化財の指定について」は質問はなかった。最後に「障害がある生徒への合理的配慮について」が追加報告事項としてあり、インクルーシブの理解や合理的配慮について、通級指導教室に通う要件等についての質問があった。

その後2月28日に総務常任委員会が開かれ、補正予算関係の審議がされた。アスベストのチェック等についての質問があった。

続いて予算審査特別委員会が3月10日から開催され、教育文化財部は3月11日に審議があった。3月11日なので、14時46分に黙祷が行われた。ちょうどそのときに防災関係の質問が出ているところで、質問者の思いがこもっており、答弁する我々もしんみりしてしまったという状況だった。まず「給食費に関する条例の一部を改正する条例について」は、給食無償化の検討や質の向上を行う整備手法についての質問があった。「鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員の人数を5名から15名に変更にすることなので、人員増の理由や重大事態の未然防止策等についての質問があった。その後行われた予算に対しての質問に関してだが、部活動サポーターとコーディネーターについての予算要求をしているのでその細かい内容についてや、先程話した黙祷をささげたときだったので、より実践的な防災マニュアルにしてほしいという意見もあった。また、学校の授業を乱すような生徒に対する出席停止制度の質問もここであった。法に基づく出席停止制度はかなりハードルが高く、実践はしていないという説明をした。その他では世界遺産と文化財行政に関することや給食の無償化への質問に併せ、今回は小学校の給食の無償化だが今後中学校も考えられるというところでどう対応するかという質問、ふさわしい博物館に関する取組状況の質問、不登校児の検診に関する質問を受けた。あとは学校プールの維持及びプール指導について多くの質問があった。大船小学校、手広中学校、腰越中学校のプールが今使えないという状況になっている。プール指導があまり充実していないということで、検討を進めているという話をした。また学校図書館についての質問等もあった。予算審議の質問の中で給食費の無償化については、今度18日に開かれる理事者質疑への質問事項になっている状況である。

その後本会議が3月7日に開かれ、「物件供給契約の締結について」、「令和6年度一般会計補正予算（第10号：御成小学校空調設備）について」は可決をいただいている。また3月7日に教育委員の任命についての議案も承認されている。今後の予定だが18日に理事者質疑、25日に最終議決のための本会議が予定されている。

(3) 課長等報告

ア 学校施設の今後の整備について

高橋教育長

次に課長等報告に移る。報告事項ア「学校施設の今後の整備について」、報告を願いたい。

教育文化財部次長兼学校施設課長

報告事項ア、「学校施設の今後の整備について」報告する。学校施設の今後の整備については、令和6年（2024年）3月の鎌倉市学校整備計画策定以降、様々な検討を進めてきたところだが、この度、3月6日付の内部決裁を持って施設整備の優先順位が確定したことから、その内容について報告するものである。議案集2ページから4ページの資料1「施設整備の優先順位について」を参照願いたい。2ページは、令和5年度（2023年度）に策定した「鎌倉市学校整備計画」で定めた整備区分や整備の優先順位を検討するための指標について記載している。同計画では、区分Aの学校は築年数が経過しており、長寿命化改修による費用対効果が薄いため建替えを基本に検討するものとし、区分Bの学校は、築40～50年を目安に長寿命化改修を実施することを基本とするが、改修により教育環境の向上が期待できない場合には建て替えを行うものとし、区分Cの学校は、築年数が浅いことから、定期的な改修により長寿命化を図りながら、今後の児童・生徒数の推移を見極めて再整備の手法を検討するものとしている。また、3つの区分を基本としながら、整備の優先順位の指標として、学校施設の老朽化状況や教育活動上の課題、将来児童・生徒数・学級数の推計、学校施設立地場所の災害リスク、児童・生徒数に影響を与える開発事業の動向の5つの視点を定めており、令和6年度（2024年度）はその5つの視点に基づき各項目で評価点を設定し、学校の整備順位を検討した。

5ページから7ページの資料2「点数表」を参照願いたい。これから説明する各指標に基づく評価について、学校毎にまとめた資料となるので、併せて参照願いたい。資料1に戻り、3ページの「(2) 指標について」を参照願いたい。1点目にア・学校施設の老朽化状況として、築年数を指標としているが、各学校において校舎の棟毎や体育館の築年数がそれぞれ異なるため、単に代表的な建築年度のみで比較するのではなく、棟毎の老朽化の状況や建物規模等を考慮した評価とすることで各学校の老朽化の度合いを数値化し、その数値に応じた評価点となるよう設定している。また、棟毎に築年数を見た場合にそれぞれの区分において築年数が古い建物を有している学校、平成29年度（2017年度）から30年度（2018年度）に実施した劣化状況調査の結果、早急に対応する必要ありとしてD評価に該当した学校については、それぞれ評価点を設定し加点している。2点目にイ・教育活動上の問題として、学校設置基準に基づく校舎及び運動場の必要面積を下回っている学校、バリアフリーの状況としてみんなのトイレやエレベーターが未設置の学校は評価点を設定している。3点目にウ・将来児童・生徒数、学級数の推計として、鎌倉市が作成した人口推計データにおいて、令和2年（2020年）から令和42年（2060年）までの児童生徒数の推計が35人学級を想定した場合に2クラス以上の増加となる70人以上、4クラス以上の増加となる140人以上の増加の場合にそれぞれ評価点を設定している。4ページに移り、4点目にエ・学校施設立地場所の災害リスクとして、津波浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域及び内水氾濫浸水想定区域の3つの区域内に立地している場合に評価点を設定することとし、そのうち、津波浸水想

定区域に該当する学校は優先的に整備を行う必要があると考え、評価点を高く設定している。5点目にオ・児童・生徒数に影響を与える開発事業の動向として、市内の開発事業の中でも児童・生徒数への影響が大きいと考えられる大規模な開発事業等が予定されている場合、その影響を受ける見込みとなる学校は評価点を設定している。以上の視点に基づいて評価を行った結果、区分毎の各小中学校の整備順位は（３）のとおりとなる。

ただいま説明した内容については、２月３日開催の定例校長会及び２月２５日開催の市議会２月定例会の教育福祉常任委員会において、それぞれ案段階として報告を行ったところだが、修正を要する意見等はなかった。なお、この優先順位については、今後、変更しないというものではなく、鎌倉市学校整備計画も策定から１０年を目途に計画の見直しを行うこととしているように、個々の学校の事情を考慮した検討や児童・生徒数の動向や社会状況等の変化により見直しが必要な場合は見直しをすることとしているので、現時点での考え方ということで認識いただきたい。最後に、令和７年度（２０２５年度）は、津波浸水想定区域内にあることや老朽化の状況等を踏まえ、第一小学校を建替えに向けた基本構想策定に着手する学校として予算要求等の手続きを行っている。また、台のデンカ大船工場の稼働停止に伴い、今後、土地利用の転換が予定されているこの機会を捉え、用地の一部について、山崎小学校の移転候補地として確保すべく、現在、検討を進めているところである。

（質問・意見）

高橋教育長

優先順位付けを踏まえて次年度の予算でどのように対応しようとしているのか。また、改修、立て直しにはならない学校はどういう施設の改善をしようとしているのかを説明いただきたい。

教育文化財部次長兼学校施設課長

令和７年度（２０２５年度）については、第一小学校について検討を始めるところで、基本構想を策定するための予算を計上している。コンサルティング会社に委託することになると思うが、そこを始めとして、その次の年には基本計画策定、２年間かけて設計を行った後に、２年間で工事を行うということで、１つの学校については、概ね６年間で建替まで行うという予定で進めていく。令和７年度（２０２５年度）はその始まる年の１年目の基本構想の策定になる。今は６年間で話したが、他の学校は６年後に動き始めるのか、それともその間に２校目が並行して進められるのかどうかは状況に応じて検討しなければいけないが、それ以外の学校はどうしてもその何年間は建替、大きな修繕ができない状況になるので、その間の学校については通常の維持修繕を行っていくが、トイレの洋式化の問題等あるのでそういったものは大規模な修繕等を待たずに手を入れていきたいと考えている。それ以外で体育館の空調設備の話もあり、取り組まなければいけない課題はいくつかあると思うので、優先順位をつけ必要な予算をかけながら建替までの間繋いでいきたいと考えている。

長尾委員

点数化がとても分かりやすく、市民にも伝わりやすいと思った。保護者、地域の方もこの修繕の関心度が非常に高く、私も色々と声掛けいただいたが、市民には第一小学校や山崎小学校の話をどのタイミン

グで公表していくのか。情報の開示はどの様に進めていく予定か。

教育文化財部次長兼学校施設課長

今のところ、特段公表というところまでは考えていないが、先ほど話した委員会の場や予算の中でも第一小学校というのは見えるような形で進めているので、それで知っていただくことになると思う。ただ基本構想を検討していく中では、その学校に通っている保護者の方だけではなく地域の方にも声掛けをして、その地域の課題も含めた検討をすることになると思うので、その段階では当然関係する方には周知がされていくことになると思う。それ以外では、優先順位についてホームページで公表する等周知の仕方を考えていきたいと思っている。

高橋教育長

既に市議会にも報告し、今回公開の場である教育委員会会議でも報告したことになるので、我々もこれを外に出しながら優先度の高い山崎小学校や第一小学校の保護者や地域の方々にしっかり説明していきたいと思う。

林委員

山崎小学校の話が出たので少し安心をすると同時に第一小学校の後となると結局10年ぐらい先になるのかと思う。その間、山崎小学校の体育館は防災の視点から非常に危ない状態の中で避難場所になっていると思うが、この先災害はいつ起こるかわからないのでそこは諦めずに考えてほしい。

3月31日にNHKで鎌倉の避難の情報について放送されていた。避難ルートを見直す中で、お年寄りが逃げられる方法を考えなければいけない、お年寄り足腰を鍛えなければいけないという話があり、なるほどと思った。

高橋教育長

今回は学校の老朽化というところが大きいポイントになっているが、当然防災というところも非常に大きい指標で、鎌倉だからこそ、そのポイントが大きくなっていると思っている。山崎小学校も色々な関係方面との調整もあるが、10年先などにならないようなスパンで第一小学校と並行して考えていきたいと思う。

(報告事項アは了承された)

ウ 市内小・中学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について

高橋教育長

次に、報告事項のウ「市内小・中学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について」、報告を願いたい。

教育指導課長

報告事項ウ、「市内小・中学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について」報告する。市内小・中学校における医療的ケア実施ガイドラインの策定について、別紙資料「鎌倉市 小・中学校における医療的ケア実施ガイドライン」を参照願いたい。

近年の周産期医療、新生児医療の進歩やNICU（新生児集中治療室）の整備促進を背景として、早産児・低出生体重児・先天性疾病の子どもたちが、医療機関での退院後も喀痰吸引や導尿等、生命、健康の維持のために何らかの医療行為を日常的に必要とするケースが増えている。そうした医療的ケア児及びその家族が、個々の心身の状況等に応じて適切な支援を受けられるようにすることが重要な課題となっており、国においても法律が整備され、地方公共団体は医療的ケア児及びその家族に対する支援に係る施策を実施する責務を有するとされている。そうした流れを受け、市内の小・中学校においても、そうした医療的ケア児が教育を受ける機会を失うことなく、安全に学校生活を送れるよう、医療的ケア実施ガイドラインをまとめることになった。ガイドラインでは、学校で医療的ケアを実施することの意義をはじめ、安全に医療的ケアを実施するために必要な組織づくり、関係機関の役割等について体系的に整備している。なお、市内小・中学校における医療的ケアは実施が始まって間もないものであり、今後、実際の運用をふまえながらガイドライン本体に改良を加えつつ、医療的ケア児がよりよく学校生活を送れるように教育環境の整備を続けていく予定である。

（質問・意見）

下平委員

このガイドラインは今回初めて作成するものか。また現在、実際にこういうケアを受けている子どもはいるのか。4月から受ける予定の子どもを含めて具体的に鎌倉市には何人いるのか。

教育指導課長

現在3校で3名の子どもたちが医療的ケアを必要としている状況である。来年度については1人増え、4校4名のケアが必要になる。

林委員

現在その3名はどのようなケアをしているか。また職員の人員配置の状況はどうなっているか。

教育指導課長

今のところ1型糖尿病の子ども、そして酸素の調整が必要な子どものそれぞれ2校に人員をつけている。1校は不足で人員をつけられていなく、現在公募をしているところである。来年度については人員を全校に確保できているが、十分な人数ということが言えないのでそれも合わせて公募しているところである。

林委員

学校に常駐するのか。

教育指導課長

基本的にはその症状や子どもたちの状況にもよるが、毎日ケアが必要な児童と週何回か見に行くくらいで大丈夫な生徒もいる。1校に1人をつけるというよりは、何校かにまたがって移動していただきながらケアをしていく形をとっていきたいと思っている。

高橋教育長

院内学級や特別支援学校だけではなく、通常の学校でもサポートが必要な子どもが増加傾向にあり、それは全国的に見ても増えている。こういったサポートがあることで友達と一緒に学校に通える、一緒に学べる、修学旅行に行けるということであれば、非常に大事な施策だと思う。インクルーシブという我々の目指す姿の後押しになるものだと思っており、このガイドラインは大きい財産だと思っている。また今後、より適切に学校で対応できるようにしていきたいと思う。

(報告事項ウは了承された)

エ 鎌倉市教育大綱並びに令和7年度(2025年度)鎌倉市学校づくりの視点について

高橋教育長

次に、報告事項のエ「鎌倉市教育大綱並びに令和7年度(2025年度)鎌倉市学校づくりの視点について」、報告を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

「鎌倉市教育大綱並びに令和7年度(2025年度)鎌倉市学校づくりの視点について」、鎌倉市教育大綱については教育総務課から、令和7年度(2025年度)鎌倉市学校づくりの視点については教育指導課から報告する。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第一条の三において、地方公共団体の長は「当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるものとされている。鎌倉市では現行の教育大綱が対象期間である5年間を経過するため、その改定をするもので、これまで、教育委員会における議論及び総合教育会議における議論を経て、新たな教育大綱(案)を取りまとめたことから、その内容を報告するものである。

それでは、教育大綱(案)について、その概要版を用いて説明する。議案集10ページの資料1を参照願いたい。新たな教育大綱は令和7年(2025年)4月からの5年間の鎌倉市教育の大きな方向性を指し示すものとして、「目指す姿・ビジョン」を言語化するとともに、その目指す姿に向けた大きな政策の方針として「行動指針・コンセプト」を言語化している。まず目指す姿・ビジョンについてである。目指す姿は、「炭火」のごとく誰もが学びの火を灯し続け、生涯にわたり心豊かに生きられるまち鎌倉とした。キーワードである「炭火」には、3つの意味を込めている。1つ目は「持続性」である。炭火はじわじわと燃え続けるものであり、学びも同様に、子どもの時だけ、受験の時だけ花火のごとく

勉強の火を灯すのではなく、大人になっても炭火のようにじわじわと学びの炎を灯し続けてほしい、という意味を込めている。2つ目が「多様性」である。炭は多様な形・材質をしており、その燃え方は千差万別であるのと同様に、学習者の学び方・学ぶ内容・その目的も多様であってほしい、との意味を込めている。3つ目が「伝播性」である。炭火はどんどん周りの炭へと伝播していく。同様に、「一人の学習者が周りの仲間へ影響」したり、「1つのテーマから隣接分野のテーマへ展開」したりするように、学習者の学びの火がどんどん伝播してほしいという意味を込めている。以上のように、持続性・多様性・伝播性のある炭火のような学びが実現されることで、市民一人ひとりが生涯にわたり心豊かに生きられるまちが実現できるものと考えている。

次に、行動指針・コンセプトについてである。コンセプトの中心には「学習者中心の学び」を据えた。炭火のようにじわじわと学び続ける学習者を育むためには、学習者一人ひとりの内発的な動機付けのもと、学習者ごとに多様で主体的な学びが営まれる必要があると考えており、常に「学習者」の視点で取り組んでいくことが肝要であるとの考えから、「学習者中心の学び」を中心に据えた。学習者には子どもだけでなく、保護者や教職員、地域の方々といった大人も含まれる。鎌倉市に関わる一人ひとりが学習者として学びの火を灯し続けることができるよう、行動指針に基づいた運営していく。

こうした「学習者中心の学び」を実現していくための政策の方向性として、4つの柱を打ち立てるとともに、柱ごとに「重点プロジェクト」を位置付けている。資料においては、丸番号が付されているものが政策の柱、その下に列挙しているものが重点プロジェクトであり、柱ごとに説明する。まず、行動指針の柱①、「ワクワクして未来を創る学びを生み出す」では、学習者がワクワクする学びを生み出していくことを目指す。次に、行動指針の柱②、「地域の宝物を活かし、生涯かけて学ぶ機会をつくる」では、鎌倉の豊富な自然・文化・社会資本を存分に活用し、学校や子供たちに限らない学習機会を確保していくことを目指す。次に、行動指針の柱③、「多様性を尊重した学びで共生社会を共創する」では、子どもから大人まで、学習者それぞれの多様性が尊重される“共生社会”を共創していくことを目指す。最後に、行動指針の柱④、「学習者中心の学びを支える環境を整備する」では、学びの火を灯すには“学習者”への理解や専門性に基づく環境設計が肝要であることから、安全で豊かな学習環境整備を通じて学習者中心の学びの実現を目指す。なお、それぞれの重点プロジェクトは、資料のとおりである。以上、この4つの柱に基づく施策推進を通じて、学習者中心の学びの実現に取り組み、「学びの火を灯し続けられる」学習者を育てていく。詳細については別紙に記載しているので、それも併せて参照願いたい。教育大綱案については、今後、市長決裁を経て、年度内に決定する予定である。

続いて、議案集 11 ページの資料 2 を参照願いたい。今後策定することを予定している「教育振興基本計画」について説明する。1 ページに記載のとおり、現行は教育プラン・生涯学習プランが存在し、これらが教育基本法上の教育振興基本計画として位置付けられている。一方で、上位計画となる鎌倉市全体の総合計画や、下位計画となる教育プラン・生涯学習プランとの連携が十分に取れていない状況であり、各プラン同士も内容に繋がりはない。こうした状況を改善し、上位計画から下位計画までしっかりと連携が取れた状態を目指して、教育大綱の下位に位置するプランも併せて改訂し、「教育振興基本計画」として位置付けたいと考えている。具体的なイメージは 2 ページを参照願いたい。教育大綱では主に目指す姿から行動指針・重点プロジェクトまでを整理するものとしている。その下位にあたる教育振興基本計画では、重点プロジェクトを更に具体化した具体的な施策まで整理していきたいと考えている。なお、現在教育委員会に散見する様々な計画や政策評価も、少しずつこの教育振興基本計画 1 本に

まとめて整理することで、学校や市民にとっても分かりやすい政策・評価体系としていきたいと考えている。

教育指導課長

続いて、「令和7年度（2025年度）鎌倉市学校づくりの視点について」説明する。議案集13ページの資料3を参照願いたい。

2月の教育委員会定例会で、教育委員会からその次年度に重点的に推進しようとする「学校教育指導の重点」の内容を定め、教育委員に議論いただいた。いただいた意見をもとに再検討したところ、教育大綱との位置づけをより明確にするため、デザインを教育大綱と同様にし、2ページについて、3本の柱を一体的に捉えられるよう、レイアウトについて変更した。さらに、「教育指導の重点」という名称を「鎌倉市学校づくりの視点」と名称を変更しようと考えている。これは、教育委員会や現場の教職員全員が「学習者」であるということを前提としたうえで、「一緒に学校づくりの在り方を考えていくための視点」として共有したいとの趣旨に則ったものであり、より教育大綱の理念に近づくものであると考えたからである。2月の定例教育委員会で話したように、学習者中心の学びの姿をより明確化させるため、具体的な子どもの姿が描かれた別紙を作成しており、学校現場でも活用できるようにしていきたいと考えている。今後、学校訪問等でも教育委員会から積極的に周知していくとともに、各学校で、教育活動を行う中でも、視点としていただき、学習者中心の学びのあり方を構築していったほしいと考えている。

（質問・意見）

林委員

教育指導課から説明があった「令和7年度（2025年度）鎌倉市学校づくりの視点について」だが、これは毎年3月末に教職員に出しているものとは違って、学校訪問等で教職員に伝えていくものか。

教育指導課長

これについては今まで作成していた「教育指導の重点」に代わるものである。以前と同じようにこのあと学校に配っていく。また今回は教職員もiPadを持っているので、いつでも見れるような形で示していきたいと考えている。提示しておきながら学校訪問で詳しくこの話を行い、学習者中心の学びについて各校と一緒に協議して考えていきたいと思っている。

林委員

「教育指導の重点」が変わり、これに一本化するという事で理解した。色々な計画等があると視点が定まらないので、どうなのかと思って伺った。これを各校に配るのみだとなかなか見ないということもあるので、校長先生をはじめとして教職員が見る機会を声掛けしていくとか、そういう場を作ることが大事だと思う。教育指導課訪問は年1回しかないなので、日常的に見られる環境を各学校に作ってもらえれば、役に立っていくと思う。

長尾委員

色々と工夫いただき感謝する。展開の仕方が iPad、もしくは紙ということだと思うが、今見ているデータは紙用のレイアウトになっている。これを iPad で展開すると、順番が逆になってしまうのでそのあたりもう少し工夫してほしい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

いまは紙用のデータを提示しているが、毎年 iPad 用と紙用を作っている。

高橋教育長

教育委員のおかげでこのような形で教育大綱をまとめることができた。この教育大綱は生涯学習などを含む広範な学びの姿についてのビジョン、コンセプトなので、これをより学校との間でコミュニケーションしていくための一つのツールとして学校作りの視点がある。

教育大綱は5年間の計画なので、この5年間で「学習者中心」や「炭火」がすぐには浸透しないかもしれないが、ぶれずに実装していきたいと思っている。作って終わりということにしないということで、これからもまた応援していただければと思う。

オ 行事予定

(令和7年(2025年)3月13日～令和7年(2025年)4月30日)

高橋教育長

次に報告事項のオ「行事予定」について、記載の行事予定で特に伝えたい行事等があれば報告をお願いする。

(教育文化財部)

特になし

(質問・意見)

特になし

(行事予定報告はそれぞれ了承された)

2 議案第31号 鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

次に日程の2、議案第31号に入る。「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改

正する規則の制定について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

日程の 2、議案第 31 号「鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について」、提案の理由を説明する。議案集は 19 ページを参照願いたい。

令和 7 年度（2025 年度）4 月に開校する由比ガ浜中学校は、制度上は御成中学校の分校となる。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」では分校には校長を配置しないこととなっており、由比ガ浜中学校の校長は、本校である御成中学校の校長が兼ねることとなる。由比ガ浜中学校では独自の教育課程を実施していくため、由比ガ浜中学校に常勤しない御成中学校の校長が、由比ガ浜中学校の校務をつかさどることは困難かつ非常に負担が大きいと考える。また、由比ガ浜中学校における校務を迅速かつ効率的に進めていくためには、由比ガ浜中学校内で意思決定をしていく必要がある。以上のことから、分校に配置される教頭を分校長と位置づけ、本校校長の監督を受けながら、分校長が由比ガ浜中学校における校務をつかさどっていくことが適当であると考え。このため、鎌倉市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則を改正し、分校に分校長を設置する旨を規定する。規則の改正内容について説明するので、議案集 21 ページから 23 ページの新旧対照表を参照願いたい。第 19 条の次に第 19 条の 2 を加え、第 1 項に「分校に分校長を置き、当該分校の教頭をもって充てる」旨を、第 2 項に「分校長は、校長の監督を受け、分校に関する校務をつかさどる」旨を規定する。また、その他文言の整理を行う。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第 31 号は原案どおり可決された）

3 議案第 32 号 鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

次に日程の 3、議案第 32 号に入る。「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

日程の 3、議案第 32 号「鎌倉市教育委員会事務分掌規則の一部を改正する規則の制定について」、提案の理由を説明する。議案集は 24 ページを参照願いたい。

これまで、鎌倉市立由比ガ浜中学校や校内フリースペースの開校・整備に関する業務を多様な学びの場づくり担当が担ってきたが、同担当の設置期間が令和 7 年（2025 年）3 月 31 日までとなっており、引き続き由比ガ浜中学校や校内フリースペースの運営・整備等を行う必要があるため、これらの事務を所掌する新たな課として教育文化財部に「学びみらい課」を設置する。また、学びみらい課は、これま

で教育総務課教育企画担当が担っていたスクールコラボファンドの運営等の業務も所掌する。これに伴い、鎌倉市教育委員会事務分掌規則を改正する。改正の内容について説明する。議案集 26 ページから 31 ページの新旧対照表を参照願いたい。

教育文化財部の課及び担当について規定している第 3 条について、教育総務課教育企画担当を削るとともに、教育総務課の次に、新たに学びみらい課を加え、同課に学びみらい担当を置く。また、各課の事務分掌を規定している第 4 条について、教育総務課の次に学びみらい課を加え、教育総務課の事務分掌のうち第 17 号「教育政策の企画、調整及び推進についての事項」、第 18 号「教育振興基本計画についての事項」、第 19 号「総合教育会議に関する連絡調整についての事項」を学びみらい課へ移管するとともに、これらに加え、学びみらい課の事務分掌に「不登校対策の推進についての事項」を規定する。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 32 号は原案どおり可決された)

4 議案第 33 号 鎌倉市教育委員会事務決裁規程を改正する規程の制定について

高橋教育長

次に日程の 4、議案第 33 号に入る。「鎌倉市教育委員会事務決裁規程を改正する規程の制定について」議案の説明を願いたい。

教育文化財部次長兼教育総務課担当課長

日程の 4、議案 33 号「鎌倉市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集 32 ページを参照願いたい。

鎌倉市立由比ガ浜中学校を設置するため、また、教育文化財部へ新たな課を設置するため、「鎌倉市教育委員会事務決裁規程」の一部を改正しようとするものである。34 ページから 42 ページの新旧対照表を参照願いたい。

別表第 1 (1) 庶務関係の表における、行政処分の部、許可、認可の項の備考欄について、鎌倉市立由比ガ浜中学校に配置する分校長が定例軽易な許可、認可等を専決できるよう、専決可能な者に分校長を加える。次に、新たに学びみらい課を設置することに伴い、別表第 2 中の教育総務課の次に学びみらい課を加え、「教育政策」、「教育振興基本計画」、「総合教育会議」、「不登校対策」の 4 つの業務を規定する。また、これらの業務の専決事項及び専決区分についてはそれぞれ表に記載のとおりとなる。最後に、別表第 2 中の文化財課の部について、同部中庶務の項に規定している業務は現在文化財課が行っていないことから、当該庶務の項を削除する。本規程の施行期日は、令和 7 年(2025 年) 4 月 1 日とする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 33 号は原案どおり可決された)

5 議案第 34 号 鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について

高橋教育長

次に日程の 5、議案第 34 号に入る。「鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

日程の 5、議案第 34 号「鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程の一部を改正する規程の制定について」提案の理由を説明する。議案集 43 ページを参照願いたい。

令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から、御成中学校分校にあたる由比ガ浜中学校を新設することによる、鎌倉市立小学校及び中学校の設置に関する条例の改正に伴い、「鎌倉市立学校教職員安全衛生管理規程」の一部を改正しようとするものである。45 ページの新旧対照表を参照願いたい。

まず、第 2 条第 1 号中「及び別表第 2」を「から別表第 3 まで」に改める。また、由比ガ浜中学校の長として新たに「分校長」の職を設けるため、第 2 条第 2 号中「校長」の次に「、分校長」を加える。本規程の施行期日は、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日とする。

(質問・意見)

特になし

(採決の結果、議案第 34 号は原案どおり可決された)

6 議案第 35 号 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

高橋教育長

次に日程の 6、議案第 35 号に入る。「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」議案の説明を願いたい。

学務課担当課長

議案第 35 号「学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について」提案理由を説明する。議案集は 46 ページから 51 ページを参照願いたい。

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師については、学校保健安全法第 23 条の規定に基づき委嘱してい

るが、現在、委嘱している学校医等の任期は、令和 7 年（2025 年）3 月 31 日をもって満了となり、また、新たに鎌倉市立由比ガ浜中学校が開校するため、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日から令和 11 年（2029 年）3 月 31 日までの 4 年間の任期で、新たに学校医等の委嘱を行おうとするものである。委嘱しようとする学校医等は、別添名簿のとおりで、公益社団法人鎌倉市医師会、一般社団法人鎌倉市歯科医師会及び鎌倉市薬剤師会からの推薦を受けた学校医 85 人、学校歯科医 30 人、学校薬剤師 26 人の合計 141 人である。

（質問・意見）

特になし

（採決の結果、議案第 35 号は原案どおり可決された）

7 議案第 36 号 鎌倉市いじめ問題対策協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

高橋教育長

次に日程の 7、議案第 36 号に入る。「鎌倉市いじめ問題対策協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議案の説明を願いたい。

教育指導課長

「鎌倉市いじめ問題対策協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。議案集 52 ページを参照願いたい。

いじめ重大事態案件の増加に伴い、鎌倉市教育委員会の附属機関である鎌倉市いじめに関する調査委員会の会議が長期化し、調査委員の負担が増加している。会議の迅速化及び調査委員の負担軽減を図るため、調査委員の人数を 5 名から 15 名に増員するため、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例（以下「いじめ条例」とする。）の一部を改正する。

いじめ条例の改正にあたり、会議の具体的な運用についても変更したいため、今回、鎌倉市いじめ問題対策連絡協議会及び鎌倉市いじめに関する調査委員会条例に係る施行規則について議案としてあげた。主な改正内容については、議案集 56 ページから 57 ページの新旧対照表を参照願いたい。第 9 条から第 11 条までが、新規に主に加わった箇所である。調査委員会を部会として開催し、複数のいじめ調査に対応できるようにするとともに、調査委員会の運用について柔軟に対応できるよう専門委員の配置について規定している。本議案について議決いただき、令和 7 年（2025 年）4 月 1 日からの施行を予定している。

（質問・意見）

特になし

(採決の結果、議案第 36 号は原案どおり可決された)

高橋教育長

それでは日程の 1、報告事項イ「県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について」は非公開になるので、傍聴者及び関係職員以外の職員は退席願いたい。

非公開

イ 県費負担教職員人事の内申に係る専決処分の報告について

高橋教育長

以上で、本日の日程は全て終了した。これをもって 3 月定例会を閉会する。